5　刑事局に置かれる国際課を廃止することとした。（第二九条及び改正前の第三〇条関係）
6　刑事局に国際刑事管理官を一人新設することとした。（第二九条及び第三四条関係）
7　民事局に置かれる参事官一人の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第三項関係）
8　その他所要の規定の整備を行うこととした。
9　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第八三号）（外務省）

1　大臣官房に政策立案参事官を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一七条関係）
2　大臣官房に置かれる参事官の定数を一一人から一二人に改めることとした。（第一七条関係）
3　大臣官房考査・政策評価官を廃止することとした。（第一七条関係）
4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第八四号）（文部科学省）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官一人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一二条関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第八五号）（厚生労働省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第一九条関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第八六号）（農林水産省）

1　政策立案総括審議官の新設
政策評価審議官一名に代えて、政策立案総括審議官一名を新設することとした。（第一二条関係）
2　大臣官房参事官の審議官への振替
大臣官房に審議官を一名増員し、参事官を一名減員することとした。（第一三条関係）
3　日本農林規格その他の標準化に関する事務の執行体制の整備
㈠　食料産業局において、農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する総括事務を行うこととした。
㈡　日本農林規格等に関する法律（昭和二五年法律第一七五号）の施行事務を、原則として食料産業局に一元化することとした。（第四条、第五条、第三二条及び第四七条関係）
4　農業災害補償制度の見直しに伴う体制整備
㈠　農業経営収入保険に関する事務を経営局保険課で行うこととした。
㈡　農業共済に係る政府の行う再保険事業及び保険事業の実施に関する事務を、経営局保険課から保険監理官に移管することとした。（第三条、第七条、第七〇条及び第七一条関係）
5　農業構造の改善に関する事務の移管
農業構造の改善に関する事務（農地政策課の所掌に属するものを除く。）を、経営局就農・女性課から経営政策課に移管することとした。（第六五条関係）
6　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の施行事務の移管
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四六年法律第一一二号）の施行に関する事務を、農村振興局都市農村交流課から農村計画課に移管することとした。（第七六条関係）
7　施行期日
この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第八七号）（環境省）

1　大臣官房に新たに政策立案総括審議官を置き、その所掌事務を定めるとともに、大臣官房に置かれる審議官の人数を五人に改めることとした。（第一条関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（政令第八八号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の増員を行うこととした。（第六条関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八九号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係
1　統合幕僚監部の参事官の定数を改めることとした。（第七〇条関係）
2　防衛装備庁札幌試験場の名称を防衛装備庁千歳試験場に改めることとした。（第一七五条、第一九八条、第二一三条、第二二〇条及び第二二二条関係）
二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係
1　落下傘隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額を改めることとした。（第一二条関係）
2　防衛省の情報システムの整備及び管理の事務に従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加えるとともに、調整数を定めることとした。（別表第二関係）
3　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、異常圧力内作業等手当が支給される職員の範囲を拡大すること及び感染症看護等手当について俸給の調整額との併給禁止の規定を定めることとした。（別表第五関係）
三　施行期日等
1　防衛装備庁札幌試験場の名称を防衛装備庁千歳試験場に改めることに伴い、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四九年政令第二二八号）及び研究開発能力システムの改革の推進等による研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二〇年政令第三一四号）の強化及び研究開発について、所要の規定の整理をすることとした。（附則第二項及び第三項関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（文部科学省）

1　大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学する者について、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第二種学資貸与金の貸与を受ける者が選択できる月額を追加することとした。（第二条第一項関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第九一号）（内閣官房）

1　国家公務員法第一〇六条の四第一項の規定により再就職者による依頼等が規制される離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者に人事院の事務総局に置かれる政策立案参事官及び公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれる政策立案総括審議官を加えることとした。（第一二条関係）
2　国家公務員法第一〇六条の四第二項の規定により離職した日の五年前の日より前に就いていた局等組織に属する役職員等への依頼等が規制される国家行政組織法第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職に人事院の事務総局に置かれる政策立案参事官、公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれる政策立案総括審議官及び内閣府設置法第六三条第三項に規定する次長を加えることとした。（第一三条関係）
3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令（政令第九二号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係
1　廃置分合により事務を承継した各普通地方公共団体の長は、当該廃置分合により消滅した普通地方公共団体の長又はその職務を代理し、若しくは行う者であった者が行った決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないこととした。（第五条第六項関係）
2　監査専門委員の共同設置に関し必要な事項を定めることとした。（第一七四条の二四第二項関係）